

(写)

※2の(4)及び(別表)は、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」(昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知)により削除

文管振第93号  
昭和47年4月26日

文部大臣所轄学校法人理事長 殿

文部省管理局長  
安 嶋 彌

#### 資金収支内訳表について (通知)

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号。以下「省令」という。)第4条において、資金収支計算書に附属する計算書類として資金収支内訳表を作成すべきこととなっておりますが、その作成については、下記事項をご了知のうえ、適切に処理されるよう、ご留意願います。

#### 記

##### 1. 資金収支内訳表作成の趣旨

- (1) 資金収支内訳表を作成することとしたのは、国または地方公共団体において、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料が得られるようにすることが主たる目的である。
- (2) 資金収支計算は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入支出の内容を明らかにすることがひとつの目的になっている(省令第6条)。したがって、資金収支計算書の収入支出の決算額から学校法人の諸活動の内容・状況を総括的に把握することはできるが、教育研究のための諸活動は学部等の部門を単位として行なわれるのであるから、経常費補助の効果を具体的に把握するためには、その諸活動に対応する収入支出の内容を部門別に明らかにすることが必要である。

また、これにより、学校法人においても、今後の効果的な運営の参考資料を得ること

(写)

ができる。

- (3) 資金収支内訳表の作成は、学校法人がその諸活動に係る予算の編成・管理のため各予算単位ごとに行なう部門計算とは異なるもので、これと直接の関連を有するものではない。

## 2. 資金収支内訳表作成上の留意点

- (1) 資金収支内訳表に記載する収入支出は、資金収支計算書に記載された当該会計年度の収入支出の決算額のうち、当該会計年度の諸活動に対応するもののみであること。
- (2) 各部門の収入合計と支出合計の金額は、合致させる必要はないこと。
- (3) 各部門に区分する収入支出は、当該部門に係る収入支出とし、当該部門において管理・執行する収入支出であるかどうかは問わないこと。
- (4) 省令第2号様式（注）4による収入または支出の各部門への区分または配付の取扱いについては、別表標準例を当面の参考とされたいこと。

(写)

(別表)

資金収支内訳表の各部門への区分配付の標準例

収入の部		支出の部	
学生生徒等納付金収入	A	人件費支出	C
手数料収入	A	教育研究経費・管理経費支出	
寄付金収入	B	消耗品費支出	C
補助金収入		光熱水費支出	C
国庫補助金収入	A	旅費交通費支出	C
地方公共団体補助金収入	B	奨学費支出	A
資産運用収入		借入金等利息支出	B
奨学基金運用収入	B	借入金等返済支出	B
受取利息・配当金収入	B	施設関係支出	C
施設設備利用料収入	B	設備関係支出	C
資産売却収入	B		
事業収入			
補助活動収入	B		
附属事業収入	A		
受託事業収入	B		
収益事業収入	B		
雑収入	B		
借入金等収入	B		

(注) 1. 類型別記号の説明

A 直接、各部門別に区分して記載することが適当なもの。

B 各部門別に明確に区分できる額は部門別に、不明確な額は学校法人部門に記載することが適当なもの。

C 各部門別に明確に区分できる額は部門別に、不明確な額は教員数もしくは在学者数または使用時間、消費量、使用面積等を基礎として配分して記載することが適当なもの。

2. この標準例は省令に規定された記載科目についてのものである。したがって、この他に各学校法人において追加して設定した科目については、この標準例の趣旨により区分または配付をすることとし、細部の点についてこの類型によりがたいものについては、学校法人の判断によつて処理することが適当である。

(写)

(各都道府県知事あてにも同趣旨を通知)

文管振第93号  
昭和47年4月26日

各都道府県知事 殿

文部省管理局長  
安 嶋 彌

### 資金収支内訳表について（通知）

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「省令」という。）第4条において、資金収支計算書に附属する計算書類として資金収支内訳表を作成すべきこととなつておりますが、下記事項をご了知のうえ、都道府県知事所轄学校法人において適切な処理がなされるようご指導願います。

### 記

#### 1. 資金収支内訳表作成の趣旨

- (1) 資金収支内訳表を作成することとしたのは、国または地方公共団体において、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料を得られるようにすることが主たる目的である。
- (2) 資金収支計算は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入支出の内容を明らかにすることが一つの目的になつている（省令第6条）。したがつて、資金収支計算書の収入支出の決算額から学校法人の諸活動の内容・状況を総括的に把握することはできるが、教育研究のための諸活動は学部等の部門を単位として行なわれるものであるから、経常費補助の効果を具体的に把握するためには、その諸活動に対応する収入支出の内容を部門別に明らかにすることが必要である。  
また、これにより、学校法人においても、今後の効果的な運営の参考資料を得ることができる。
- (3) 資金収支内訳表の作成は、学校法人がその諸活動に係る予算の編成・管理のため各予算単位ごとに行なう部門計算とは異なるもので、これと直接の関連を有するも

(写)

のではない。

## 2. 資金収支内訳表作成上の留意点

- (1) 資金収支内訳表に記載する収入支出は、資金収支計算書に記載された当該会計年度の収入支出の決算額のうち、当該会計年度の諸活動に対応するもののみであること。
- (2) 各部門の収入合計と支出合計の金額は、合致させる必要はないこと。
- (3) 各部門に区分する収入支出は、当該部門に係る収入支出とし、当該部門において管理・執行する収入支出であるかどうかは問わないこと。
- (4) 省令第2号様式(注)4による収入または支出の各部門への区分または配付の取扱いについては、別表標準例を当面の参考とされたいこと。

(別表) 省略